

## 宮城県 I T 企業テレワーク導入・人材育成支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県内中小 I T 企業が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための在宅勤務を可能とするテレワーク環境構築及び感染症終息後の営業機会獲得を見据えた I T 技術向上を目的とするオンラインを用いた人材育成研修に要する経費について、当該補助事業者に対し、予算の範囲内において宮城県 I T 企業テレワーク導入・人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和 5 1 年宮城県規則第 3 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱における「県内中小 I T 企業」とは、宮城県内に本拠を置くソフトウェアの開発等を行う中小企業をいう。

2 この要綱における「本拠」とは、本社若しくは本店又は製品開発拠点をいう。

3 この要綱における「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業をいう。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は除く。

4 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業をいう。

(1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有していること。

(2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有していること。

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めていること。

5 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付対象となる事業をいう。

### (補助対象事業者)

第3 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、県内中小 I T 企業とする。

### (補助対象期間)

第4 補助対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和 2 年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。

### (補助金の要件)

第5 知事は第 8 の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、次のいずれの要件にも該当するか審査する。

(1) 補助対象期間内に、テレワークを新規で導入すること又はテレワークを導入しており今般拡充すること。

(2) 補助対象期間内に、社員がテレワークを実施すること。

(3) 補助対象期間内に、次のいずれかに該当する社員がオンラインを用いた人材育成研修を受講すること。

ア I T に関する基礎知識等の習得が必要とされる社員。

イ 社内の中核的人材となり得る社員。

### (補助対象経費)

第6 補助金の交付対象となる経費は、別表 1 に掲げる経費のうち知事が必要かつ相当と認めるものとする。

2 助成金など外部からの収入がある場合においては、当該収入の対象となる経費は、前項に定める補助金の交付対象となる経費から除くものとする。

- 3 知事は、補助対象期間内であれば、交付決定の前に行われたものであっても、書類等による確認が可能で適正と認められる第1項の経費については、補助金の対象とすることができる。

(補助率等)

第7 補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第8 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 県内中小IT企業は、前項の交付を申請する場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定による補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書の写し）
- (3) 直近1年間の財務諸表
- (4) 発行3ヶ月以内の登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
- (5) 暴力団排除に関する宣誓書
- (6) 納税証明書（税目：全ての県税）
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

(交付の決定及び取り消し)

第9 知事は、補助金交付申請の内容が適正と認められるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、交付決定に当たっては、第8第2項の規定により交付申請なされたものについて審査し、適当と認めたときは、補助対象経費から当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第8第2項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、補助事業者が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助対象期間内に、テレワークの実施又はオンラインを用いた人材育成研修のいずれかを実施しなかったとき。
- (2) 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。
- (4) 知事の承認を受けずに、補助事業により取得した財産を処分したとき。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第10 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただ

し、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費の配分に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第11 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときには、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

- 第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第13 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに様式第4号による報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

- 第14 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11の規定による廃止の承認を受けたときは、そのときから15日を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに、様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

- 第15 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めたときには、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第6号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(帳簿等の整理)

- 第16 補助事業者は、対象となる事業の経理について、その収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿を対象事業が完了した日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第17 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでに、取得財産を廃棄し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供するときは知事に協議し、承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第7号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、前項により承認を受けた財産の処分を行った場合は、様式第8号による

取得財産の処分に係る報告書を知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、第1項の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(成果の公表及び調査)

- 第19 知事は、県内におけるテレワーク導入促進及びオンライン研修の普及啓発を図るため、補助金の交付を受けて行った補助事業の内容等を公表し、補助事業に係る率直的な取組を広報することができる。
- 2 補助事業者は、知事が補助事業の成果普及のための事業等を行うときは、これに協力するものとする。
- 3 知事は、特に必要と認めたときには、補助事業者等に対して、業務状況等を明らかにするために関係帳簿その他の必要な書類の提出を求め、調査を行うことができる。

(その他)

- 第20 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

別表1 (第6関係)

	テレワーク導入時の機器購入経費	オンラインを用いた人材育成研修受講経費
対象 経費	(1)パソコン (2)タブレット (3)その他知事が必要と認める経費  ※対象となる機器台数は、補助対象期間内におけるテレワーク対象社員数を上限とする。	(1)オンライン研修受講費 (2)研修に用いる教材費 (3)その他知事が必要と認める経費

別表2 (第7関係)

	テレワーク導入時の機器購入経費	オンラインを用いた人材育成研修受講経費
補助率	2分の1以内	2分の1以内
補助 限度額	750千円/社 ただしハードウェア購入経費補助限度額 100千円/台	75千円/社